

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目3番7号
東亜道路工業株式会社
取締役社長 吉原健一

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分迄に到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木七丁目3番7号 当社本社7階会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項 1. 第109期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第109期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.toadoro.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費に弱さがみられるものの、各種政策の効果によって、企業の生産活動が回復し、雇用・所得環境に改善が見られるなど、全体として緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの主要事業であります道路建設業界におきましては、民間設備投資に持ち直しの動きがみられるものの、労務費や資機材価格の上昇の影響もあり、経営環境は引続き厳しい状況のもと推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループの当連結会計年度の受注高は108,660百万円（前期比11.7%減）、売上高は113,663百万円（同比4.4%減）となりました。

損益につきましては、営業利益は5,538百万円（同比18.9%減）となり、経常利益は6,016百万円（同比10.4%減）、当期純利益は4,110百万円（同比0.3%減）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

事業部門別 受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

部 門		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	舗装工事	17,588	59,192	63,958	12,822
	土木工事	6,515	10,362	10,599	6,278
	計	24,103	69,554	74,557	19,100
製造販売・環境事業等		—	39,106	39,106	—
合 計		24,103	108,660	113,663	19,100

(建設事業)

当連結会計年度の受注高は69,554百万円（前期比10.1%減）となりました。また、完成工事高は74,557百万円（同比2.0%増）となり、次期繰越高は19,100百万円（同比20.8%減）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事

受注先	工 事 名	工事場所
東京港埠頭(株)	平成26年度 中防外コンテナ・ミナルY2ハースRTG走行版等製作工事	東京都
東日本高速道路(株)	東北自動車道 福島管内舗装補修工事	福島県
中日本高速道路(株)	中央自動車道 八王子JCT舗装改良工事	東京都
国土交通省	仙台空港サウス地区エプロン改良外工事	宮城県
国土交通省	国道4号杉戸地区舗装他工事	埼玉県
東京都	品川区西大井五丁目4番地先から同区西大井四丁目9番地先間配水小管布設替工事	東京都
国土交通省	鹿児島3号都IC改築工事	鹿児島県

当連結会計年度の主な完成工事

受注先	工 事 名	工事場所
中日本高速道路(株)	新東名高速道路 秦梨トンネル他3トンネル舗装工事	愛知県
本州四国連絡高速道路(株)	平成25年度鳴門管内舗装補修他工事	兵庫県
国土交通省	十日市地区道路舗装工事	青森県
国土交通省	日本海沿岸東北自動車道 鶴岡地区舗装・維持補修工事	山形県
国土交通省	岡南保守工事	岡山県
東京都	補助313号線街路築造工事(25汐留-2)	東京都
国土交通省	H25・26船橋維持工事	千葉県

(製造販売・環境事業等)

当連結会計年度の売上高は39,106百万円(前期比14.5%減)となりました。

(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は3,144百万円で、主に製品・合材製造設備及び舗装機械等における合理化、若しくは能力増強を目的とした設備投資と本社社屋の建設に係るものです。

(3) 重要な資金調達状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、政府による各種政策の一体的な推進により、個人消費や設備投資が増加するなど、堅調な民需に支えられた景気回復が期待されます。しかしながら、国際政治情勢、金融・商品市場の動向、又、国内事情においては、労務費、資機材価格の上昇圧力の高まり、あるいは物流費用の上昇等、当社グループを取り巻く環境は、今後も大きく変化していくことが予想されます。

この環境のなか、当社グループのもつ高い技術力、豊富な工法、高い製品開発力を駆使し、受注確保のための技術提案力を高め、それら情報を共有化することで、グループ全体の総合力の向上に取り組みます。併せて、環境の変化に即応できる柔軟な経営体質の構築や適正な経営資源の配分により、持続的な収益力の強化に全力を尽くし

ていく所存であります。

なお、当社は、平成27年1月28日、東日本高速道路株式会社東北支社および国土交通省東北地方整備局が発注する工事に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入り調査を受けました。

当社といたしましては、公正取引委員会による調査に全面的に協力するとともに、更なる法令遵守の徹底に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第106期 平成23年度	第107期 平成24年度	第108期 平成25年度	第109期 (当連結会計年度) 平成26年度
受 注 高	百万円	99,250	105,597	123,107	108,660
売 上 高	百万円	103,156	105,991	118,848	113,663
営 業 利 益	百万円	2,715	4,413	6,825	5,538
経 常 利 益	百万円	2,330	4,298	6,711	6,016
当 期 純 利 益	百万円	1,853	2,724	4,121	4,110
1株当たり当期純利益	円	38.12	54.92	81.20	81.00
総 資 産	百万円	73,551	74,291	80,097	80,156
純 資 産	百万円	21,394	24,495	28,108	32,740

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社の子会社は、(株)アスカ、(株)東亜利根ボーリング等22社であります。重要な子会社はありません。

当社の連結子会社は22社、持分法適用関連会社は1社で、23社の連結となっております。なお、ほかに持分法非適用関連会社が1社あります。

(7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,433 名	増 36 名

② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	927 名	増 16 名	45.3 才	19.9 年
女性	39	増 1	45.3	19.9
計又は平均	966	増 17	45.3	19.9

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	4,025
株式会社りそな銀行	3,025
株式会社三井住友銀行	1,488
株式会社三菱東京UFJ銀行	850
株式会社みずほ銀行	750

百万円

(12) 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 191,042,000株
- (2) 発行済株式の総数 50,732,918株（自己株式1,467,321株を除く）
- (3) 株主数 6,204名（前期末比75名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,836	7.56
株式会社横浜銀行	2,407	4.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,391	4.71
株式会社三井住友銀行	2,072	4.08
東亜道路取引先持株会	1,381	2.72
東亜道路従業員持株会	1,366	2.69
CREDIT SUISSE AG ZURICH S/A RESIDENT TOKYO	1,296	2.55
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,200	2.36
株式会社りそな銀行	1,200	2.36
UNITED NATIONS FOR THE UNITED NATIONS JOINT STAFF PENSION FUND A UN ORGAN	1,080	2.12

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	吉原 健一	内部統制委員会委員長、技術本部長、経営企画室長、監査室担当
※取締役	丸尾 和廣	管理本部長、製品事業本部長
取締役	川内 正	企画営業本部長、安全環境品質部担当、企業倫理推進室担当、中央安全衛生委員会委員長
取締役	森下 協一	工務本部長、建築部長、労働時間等設定改善委員会委員長
取締役	中村 浩	製品事業本部製品部長
取締役	新谷 章	製品事業本部合材部長、関係事業部担当
常勤監査役	瀬之上 泰久	
常勤監査役	森 信一	ケイヒン株式会社 社外監査役
監査役	神 洋明	弁護士 第一東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 2. 常勤監査役森 信一氏、監査役神 洋明氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役瀬之上泰久氏は、昭和48年から平成17年までの期間、国土道路株式会社及び当社の経理業務を含む管理部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
 4. 社外監査役2名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 5. (社外取締役を置くことが相当でない理由)
 当社は、従前よりコーポレート・ガバナンスの観点から社外取締役制度は有効であると認識しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどから、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。尚、本定時株主総会において社外取締役の選任を提案しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 総 額
取 締 役	6名	105百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	38百万円 (21百万円)

- (注) 1. 株主総会決議による役員報酬限度額
 (使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。)
 取締役分：年額200百万円 監査役分：年額60百万円
 2. 平成27年3月末日現在の支給人員は取締役6名、監査役3名です。

(3) 社外役員に関する事項

社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼 任 先 及 び 兼 任 内 容
森 信 一	ケイヒン株式会社 社外監査役
神 洋 明	弁護士 第一東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長

(注) 当社と社外監査役森 信一氏が社外監査役として就任しているケイヒン株式会社とは、取引関係はありません。

社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
森 信 一	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会17回のうち16回に、監査役会8回のうち8回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
神 洋 明	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会17回のうち13回に、監査役会8回のうち8回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(4) 社外監査役の責任限定契約に関する事項

社外監査役神 洋明氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	49百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託していません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任するほか、会計監査人の適格性、独立性を害するなど職務執行に支障があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び当社の「文書管理規程」に基づき、文書の適切な保存及び管理を行います。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は内部統制委員会を設け、有事においては社長を本部長とする「対策本部」が総括して、危機管理にあたります。平時においては、各業務部門でリスクの洗い出しを実施し、リスク発生の防止と発生後の軽減に努めるとともに、研修等を通じ、指導します。

経理部門においては、経理規程に基づき財務報告の信頼性が確保される体制を整えます。

また安全衛生、環境面においては「中央安全衛生委員会」が総括的に管理し、防止、予防、負荷の低減等に努めます。

内部監査部門は、法令、定款違反その他重大な損失の危険がある業務執行行為を発見した場合は、内部統制委員会に報告するとともに、改善策の策定を求めることができます。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

平成 18 年 6 月より、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の機能強化と効率的な運営を確保するため執行役員制度を採用しています。

定例の取締役会は毎月 1 回以上開催し、経営方針及び重要事項の決定並びに執行役員の業務執行の監督を行っています。

執行役員会は、年 4 回以上開催し、業務執行上の報告等を行っています。

また、取締役及び本社業務担当執行役員をメンバーとする「本社役員会」を毎月 1 回開催し、本社執行役員からの担当業務の執行状況の確認、並びに各種意見交換を行っています。

④使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを統括する組織として、取締役または執行役員で構成する企業倫理推進委員会を設置し、業務上遵守すべき法令、社内規則等の徹底をはかります。その推進、研修、指導組織として企業倫理推進室を設け推進に努めます。

また、違法行為が行われ、または行われようとしていることを知ったときは、企業倫理推進室及び監査室に窓口を設け、直接通報または相談する体制を作っています。

当社は、公益通報者保護法に基づき、通報者に対し不利益な取扱いはしません。

⑤当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の経営については、コンプライアンス体制を含めた経営全般についてのモニタリングを行い、グループ会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件については、社内規程に基づき事前の協議を行います。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、監査室のスタッフをあてます。監査室スタッフは、日常監査業務で知り得た重要な事項について監査役に報告します。

監査室スタッフの人事（異動、評価等）については、人事担当役員と監査役会が事前に意見交換を行います。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

○ 常勤監査役は、取締役会、本社役員会、執行役員会及び内部統制委員会等に出席して、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握し、また稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役または使用人に説明を求めることができます。

- 取締役社長と監査役会との定期的会合を年2回実施して意見交換を行います。
- 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合は、直ちに監査役に報告します。
- 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受け、経理部門との情報交換を行うなど連携をはかります。

⑧反社会的勢力排除に向けた体制の基本方針

当社は、暴力団をはじめとする反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じません。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定に関する基本方針を、安定的な成長の実現に向け、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるとともに、安定的かつ継続的な配当を実施することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	56,930	流動負債	39,964
現金及び預金	9,415	支払手形・工事未払金等	25,704
受取手形・完成工事未収入金等	39,973	短期借入金	6,240
未成工事支出金	3,699	1年内償還予定の社債	60
商品及び製品	673	未払法人税等	1,745
仕掛品	151	未成工事受入金	2,570
材料貯蔵品	1,131	完成工事補償引当金	90
繰延税金資産	747	工事損失引当金	302
その他	1,393	その他	3,251
貸倒引当金	△256	固定負債	7,450
固定資産	23,226	社債	30
有形固定資産	20,070	長期借入金	4,494
建物及び構築物	3,753	繰延税金負債	505
機械装置及び運搬具	2,541	再評価に係る繰延税金負債	1,121
土地	12,618	退職給付に係る負債	401
リース資産	876	資産除去債務	50
その他	282	その他	847
無形固定資産	145	負債合計	47,415
投資その他の資産	3,010	純資産の部	
投資有価証券	1,688	株主資本	30,999
長期貸付金	439	資本金	7,584
退職給付に係る資産	394	資本剰余金	6,956
繰延税金資産	107	利益剰余金	16,803
その他	559	自己株式	△343
貸倒引当金	△179	その他の包括利益累計額	1,180
		その他有価証券評価差額金	595
		土地再評価差額金	631
		退職給付に係る調整累計額	△46
		少数株主持分	560
資産合計	80,156	純資産合計	32,740
		負債純資産合計	80,156

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	113,663
売上原価	101,393
売上総利益	12,270
販売費及び一般管理費	6,732
営業利益	5,538
営業外収益	
受取利息	20
受取配当金	39
貸倒引当金戻入額	541
フアクタリング料	14
受取補償金	20
その他	119
営業外費用	
支払利息	153
金融手数料	77
その他	46
経常利益	6,016
特別利益	
固定資産売却益	38
特別損失	
固定資産売却損	1
固定資産除却損	35
税金等調整前当期純利益	6,018
法人税、住民税及び事業税	1,934
法人税等調整額	△103
少数株主損益調整前当期純利益	4,188
少数株主利益	78
当期純利益	4,110

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,584	6,955	12,660	△338	26,862
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			539		539
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	7,584	6,955	13,200	△338	27,402
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△507		△507
当 期 純 利 益			4,110		4,110
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	3,602	△5	3,597
当 期 末 残 高	7,584	6,956	16,803	△343	30,999

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	525	517	△279	763	482	28,108
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						539
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	525	517	△279	763	482	28,648
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△507
当 期 純 利 益						4,110
自 己 株 式 の 取 得						△5
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	70	114	232	417	78	495
当 期 変 動 額 合 計	70	114	232	417	78	4,092
当 期 末 残 高	595	631	△46	1,180	560	32,740

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 22社

主要な連結子会社の名称 (株)アスカ、(株)東亜利根ボーリング

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称 1社 (株)県南

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

(株)ミヤギレキセイ

持分法を適用しない理由

上記の持分法非適用の関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微なため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

(ロ) 商品及び製品

総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ハ) 仕掛品

個別法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ニ) 材料貯蔵品

総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金 …… 完成工事の瑕疵担保による補償損失に備えるため、完成工事高に前3連結会計年度の完成工事高に対する工事補償費の発生割合を乗じた額に、将来の補償見込額を加味して計上しております。

③ 工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した連結会計年度より費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ヘッジ手段 …… 金利スワップ
ヘッジ対象 …… 借入金の利息
 - ③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。
- (7) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付債務が838百万円減少することにより、退職給付に係る負債が427百万円減少し、退職給付に係る資産が410百万円、利益剰余金が539百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ75百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

[連結貸借対照表]

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「破産更生債権等」(当連結会計年度19百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

[連結損益計算書]

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「持分法による投資利益」(当連結会計年度1百万円)、「受取保険金」(当連結会計年度10百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「手形売却損」(当連結会計年度4百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

下記の資産は貸株による短期借入金(238百万円)の担保に供しております。

投資有価証券 293百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 29,519百万円

3. 保証債務

銀行借入等の保証債務 79百万円

従業員の借入に対する保証債務 1百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

固定資産税評価額(地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格)に合理的な調整をして算定する方法

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△2,487百万円

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はございません。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 52,200,239株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額 507百万円

②1株当たりの配当額 10円

③基準日 平成26年3月31日

④効力発生日 平成26年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の原資 利益剰余金

②配当金の総額 659百万円

③1株当たりの配当額 13円

④基準日 平成27年3月31日

⑤効力発生日 平成27年6月29日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、営業管理部門が取引先の状況を適時モニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。また、連結子会社においても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各連結子会社が月次に資金繰計画を作成し、その報告に基づき、当社が全体としての資金繰りの管理を管理本部で行う方法をとっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	9,415	9,415	—
(2)受取手形・完成工事未収入金等	39,973	39,973	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	1,271	1,271	—
(4)長期貸付金	439		
貸倒引当金(*)	△161		
	277	309	32
資産計	50,938	50,970	32
(1)支払手形・工事未払金等	25,704	25,704	—
(2)短期借入金	6,240	6,245	5
(3)1年内償還予定の社債	60	60	0
(4)社債	30	30	0
(5)長期借入金	4,494	4,529	35
負債計	36,528	36,570	41
デリバティブ取引	—	—	—

(*)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	471	1,271	800
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合 計		471	1,271	800

(4)長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを勘案した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負債

(1)支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)短期借入金、並びに(5)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3)1年内償還予定の社債、並びに(4)社債

当社グループの発行する社債は、銀行引受の固定利付社債であり、元利金の合計額を同様の新規発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。
 ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超			
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	3,385	2,455	(*)	

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(5)参照)。

(注2)非上場株式(連結貸借対照表計上額354百万円)、関連会社株式(同計上額62百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

VI. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事業用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20～30年と見積り、割引率は1.9～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	79百万円
時の経過による調整額	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△29百万円</u>
期末残高	<u>50百万円</u>

VII. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸している土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,745	68	1,814	2,133

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△168百万円であります。

2. 主な変動

増加は賃貸物件への移動 77百万円

減少は資産の償却 8百万円

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、56百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 634円31銭
2. 1株当たり当期純利益 81円00銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	4,110百万円
普通株式に係る当期純利益	4,110百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	50,738千株

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	49,157	流動負債	36,435
現金及び預金	8,035	支払手形	9,975
受取手形	8,084	工事未払金	6,797
完成工事未収入金	19,463	買掛金	2,523
売掛金	5,678	短期借入金	6,261
未成工事支出金	2,807	1年内償還予定の社債	60
商品及び製品	391	1年内返済予定の長期借入金	2,483
材料貯蔵品	638	未払金	1,795
短期貸付金	70	未払費用	1,415
前払費用	139	未払法人税等	1,498
繰延税金資産	665	未払消費税	430
未収入金	522	未成工事受入金	2,080
信託受益権	214	完成工事補償引当金	44
営業外受取手形	2,356	工事損失引当金	293
その他	223	その他	776
貸倒引当金	△134	固定負債	6,819
固定資産	22,477	社債	30
有形固定資産	17,800	長期借入金	4,494
建物及び構築物	3,125	再評価に係る繰延税金負債	1,121
機械装置及び運搬具	2,143	資産除去債務	37
工具、器具及び備品	249	繰延税金負債	434
土地	11,557	長期預り保証金	134
リース資産	720	その他	567
その他	3	負債合計	43,255
無形固定資産	94	純資産の部	
ソフトウェア	38	株主資本	27,377
電話加入権	21	資本金	7,584
その他	34	資本剰余金	6,255
投資その他の資産	4,583	資本準備金	5,619
投資有価証券	1,128	その他資本剰余金	635
関係会社株式	2,263	利益剰余金	13,880
長期貸付金	601	利益準備金	906
破産更生債権	16	その他利益剰余金	12,974
長期前払費用	76	固定資産圧縮積立金	192
会員権	34	別途積立金	8,907
前払年金費用	463	繰越利益剰余金	3,874
その他	170	自己株式	△343
貸倒引当金	△171	評価・換算差額等	1,002
資産合計	71,635	その他有価証券評価差額金	370
		土地再評価差額金	631
		純資産合計	28,379
		負債純資産合計	71,635

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高 完 成 工 事 高 製 品 売 上 高 そ の 他 の 営 業 収 入	62,658 21,042 4,033	87,734
売 上 原 価 完 成 工 事 原 価 製 品 売 上 原 価 そ の 他 の 原 価	56,978 19,052 2,763	78,794
売 上 総 利 益 完 成 工 事 総 利 益 製 品 売 上 総 利 益 そ の 他 の 売 上 総 利 益	5,679 1,990 1,269	8,939
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,630
営 業 利 益		4,309
営 業 外 収 益 受 取 利 息 受 取 配 当 金 倒 引 当 金 戻 入 額 経 営 指 導 料 受 取 補 償 金 そ の 他	26 26 541 42 20 82	739
営 業 外 費 用 支 払 利 息 金 融 手 数 料 そ の 他	197 77 32	306
経 常 利 益		4,743
特 別 利 益 固 定 資 産 売 却 益	27	27
特 別 損 失 固 定 資 産 売 却 損 固 定 資 産 除 却 損	1 21	22
税 引 前 当 期 純 利 益		4,747
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額		1,490 △20
当 期 純 利 益		3,277

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	7,584	5,619	635	6,255	906	184	6,357	3,123	10,570
会計方針の変更による累積的影響額								539	539
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,584	5,619	635	6,255	906	184	6,357	3,662	11,110
当 期 変 動 額									
別途積立金の積立							2,550	△2,550	—
固定資産圧縮積立金の積立						9		△9	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	—
剰余金の配当								△507	△507
当期純利益								3,277	3,277
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	0	0	—	8	2,550	211	2,770
当 期 末 残 高	7,584	5,619	635	6,255	906	192	8,907	3,874	13,880

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△338	24,072	292	517	810	24,882
会計方針の変更による累積的影響額		539				539
会計方針の変更を反映した当期首残高	△338	24,612	292	517	810	25,422
当 期 変 動 額						
別途積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△507				△507
当 期 純 利 益		3,277				3,277
自己株式の取得	△5	△5				△5
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			77	114	192	192
当 期 変 動 額 合 計	△5	2,765	77	114	192	2,957
当 期 末 残 高	△343	27,377	370	631	1,002	28,379

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 未成工事支出金 個別法に基づく原価法
- ② 商品及び製品 総平均法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ③ 材料貯蔵品 総平均法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金 …… 完成工事の瑕疵担保による補償損失に備えるため、完成工事高に前3事業年度の完成工事高に対する工事補償費の発生割合を乗じた額に、将来の補償見込額を加味して計上しております。
- ③ 工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(印) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度より費用処理しております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 …… 金利スワップ

ヘッジ対象 …… 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。

(7) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直 物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付債務が838百万円減少することにより、退職給付引当金が427百万円減少し、前払年金費用が410百万円、繰越利益剰余金が539百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ75百万円減少しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

[損益計算書]

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「手形売却損」（当事業年度4百万円）は、金額の重要性が乏しいため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

下記の資産は貸株による短期借入金（238百万円）の担保に供しております。

投資有価証券 293百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

24,416百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 457百万円 短期金銭債務 4,228百万円

長期金銭債権 170百万円

(4) 保証債務

銀行借入等の保証債務 884百万円

商取引に対する保証債務 739百万円

従業員の借入に対する保証債務 1百万円

計 1,624百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

固定資産税評価額（地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格）に合理的な調整をして算定する方法

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,487百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,719百万円

仕入高 8,904百万円

営業取引以外の取引高 120百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,467,321株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	87百万円
未払賞与	402百万円
役員退職慰労未払金	1百万円
会員権評価損	18百万円
投資有価証券評価損	266百万円
固定資産	257百万円
その他	241百万円
<hr/>	
繰延税金資産小計	1,276百万円
評価性引当額	△526百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	749百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△91百万円
前払年金費用	△149百万円
その他	△277百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	△519百万円
<hr/>	
繰延税金資産の純額	230百万円

(別途)

土地再評価に係る繰延税金負債 1,121百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
住民税均等割等	1.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%
評価性引当額	△4.7%
試験研究費等の税額控除	△2.5%
<hr/>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.0%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が5百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が18百万円、固定資産圧縮積立金が9百万円、その他有価証券評価差額金が13百万円それぞれ増加しております。

また、土地再評価差額金が114百万円増加し、再評価に係る繰延税金負債が同額減少しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱アスカ	所有 直接100	材料等の購入 役員の兼務	資金の借入	361	短期借入金	617
				支払利息	8	—	—
				銀行借入に対する債務保証	300	—	—
				商取引保証	739	—	—
				材料等の購入	5,907	工事未払金等	297

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 貸付金利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
- 金融機関等からの要請に基づき債務に対し、必要と認められる保証を行っております。
- 取引先からの要請に基づき仕入債務に対し、必要と認められる保証を行っております。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 559円40銭
- 1株当たり当期純利益 64円60銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	3,277百万円
普通株式に係る当期純利益	3,277百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	50,738千株

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

東亜道路工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井克之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島村哲	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原秀敬	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜道路工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜道路工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

東亜道路工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 井 克 之 ㊞
指有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島 村 哲 ㊞
指有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 秀 敬 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜道路工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 109 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 13 日

東亜道路工業株式会社 監査役会

常勤監査役 瀬之上泰久 (印)

常勤社外監査役 森 信一 (印)

社外監査役 神 洋明 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第109期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円（普通配当10円、記念配当3円）といたしたいと存じます。

平成27年1月の新本社屋竣工を記念して、1株当たり3円の記念配当を実施することといたしました。

なお、この場合の配当総額は659,527,934円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備え、経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	3,200,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	3,200,000,000円
---------	----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役(業務執行取締役であるものを除く)の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設、また、監査役については現行定款第47条の一部を変更するものであります。

尚、(取締役の責任免除)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記の変更に伴い、条数の変更並びに所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。

(下線____は変更部分)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 第20条～第34条(条文記載省略) (新設)	第4章 取締役及び取締役会 第20条～第34条(現行どおり) <u>(取締役の責任免除)</u> <u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現行定款	変更案
<p>第<u>35</u>条（条文記載省略）</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>46</u>条（条文記載省略）</p> <p>（<u>社外監査役の責任免除</u>）</p> <p>第<u>47</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>48</u>条～第<u>50</u>条（条文記載省略）</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第<u>51</u>条～第<u>52</u>条（条文記載省略）</p>	<p>第<u>36</u>条（現行どおり）</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>47</u>条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第<u>48</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>49</u>条～第<u>51</u>条（現行どおり）</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第<u>52</u>条～第<u>53</u>条（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	よし ほん けん いち 吉 原 健 一 (昭和25年) (7月6日生)	昭和48年4月 当社入社 平成12年4月 当社関東支社工務部工事部長 平成14年4月 当社中部支社工事部長 平成17年5月 当社関東支社工務部長 平成19年6月 当社取締役執行役員工務部長兼工事部長兼高速道路部長 平成21年6月 当社常務執行役員関東支社長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長兼関係事業部長 平成25年4月 当社取締役専務執行役員関係事業部長 平成25年6月 当社代表取締役社長 現在に至る 担当 内部統制委員会委員長、技術本部長、経営企画室長、監査室担当	25,000株
2	まる お かつ ひろ 丸 尾 和 廣 (昭和24年) (12月20日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年4月 当社関西支社管理部長 平成18年4月 当社九州支社管理部長 平成19年6月 当社取締役執行役員管理部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 平成25年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長 平成25年6月 当社代表取締役専務執行役員管理本部長兼製品事業本部長 平成27年4月 当社代表取締役専務執行役員管理本部長 現在に至る 担当 管理本部長	49,000株
3	かわ うち ただし 川 内 正 (昭和25年) (5月6日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年7月 当社役員待遇北陸支社長 平成19年4月 当社執行役員東北支社長 平成23年4月 当社常務執行役員東北支社長 平成25年4月 当社常務執行役員企画営業本部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長 平成27年4月 当社取締役専務執行役員企画営業本部長 現在に至る 担当 企画営業本部長、安全環境品質部担当、企業倫理推進室担当、中央安全衛生委員会委員長	32,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	もり した きょう いち 森 下 協 一 (昭和31年) (9月22日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社東北支社工務部長 平成21年4月 当社執行役員中国支社長 平成24年4月 当社執行役員工務本工務部長 平成25年6月 当社取締役執行役員工務本部長 平成26年4月 当社取締役執行役員工務本部長兼建築部長 平成27年4月 当社取締役執行役員工務本部長兼建築部長兼土木部長 現在に至る 担当 工務本部長兼建築部長兼土木部長、 労働時間等設定改善委員会委員長	12,000株
5	しん や あきら 新 谷 章 (昭和33年) (3月20日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年4月 当社製品事業部合材部長 平成23年4月 当社執行役員製品事業本合材部長 平成25年6月 当社取締役執行役員製品事業本合材部長 平成27年4月 当社取締役執行役員製品事業本部長兼合材部長 現在に至る 担当 製品事業本部長兼合材部長、関係事業部担当	7,000株
6	※ し だ し ろう 志 田 至 朗 (昭和32年) (3月17日生)	昭和58年4月 東京地方検察庁検事任官 平成2年10月 公正取引委員会事務局官房付検事 平成7年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 現在に至る	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. ※印は新任候補者であります。

3. 志田至朗氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由

志田至朗氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としてこれまで培ってこられた経験や見識をもとに、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について

志田至朗氏の弁護士としての見識や経験、企業法務やコンプライアンスに關する相当な知見に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また、独立性が高いことから中立的かつ客観的立場で社外取締役としての職務

を遂行できるものと判断します。

- (3) 志田至朗氏につきましては、本議案が承認された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定です。
- (4) 社外取締役との責任限定契約について

候補者 志田至朗氏が選任された場合は、業務を執行しない取締役として就任する予定ですので、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額といたします。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	もり 森 信一 (昭和30年) 3月26日生)	平成16年4月 株式会社横浜銀行鶴見支店長 平成18年8月 株式会社横浜銀行監査部長 平成19年6月 同行常勤監査役 平成22年6月 ケイヒン株式会社監査役 平成23年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) ケイヒン株式会社社外監査役	1,000株
2	じん 神 洋明 (昭和24年) 4月8日生)	昭和54年4月 弁護士登録 平成15年6月 当社監査役 現在に至る	19,000株

- (注) 1. 各監査役候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森 信一氏、神 洋明氏の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に対する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

森 信一氏につきましては、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に精通されており、その高い見識と幅広い経験を当社の監査に反映していただくため、また、神 洋明氏につきましては、弁護士としての専門的見地並びに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について

神 洋明氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。

(3) 森 信一、神 洋明の両氏は東京証券取引所の定める独立役員であります。

(4) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

森 信一氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって満4年であります。神 洋明氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって満12年であります。

(5) 社外監査役との責任限定契約について

候補者 森 信一氏および神 洋明氏が選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、両氏と当社の間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額といたします。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、藤田浩司氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取消することができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位並びに重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
ふじ 藤 田 浩 司 (昭和39年 1月22日生)	平成8年4月 弁護士登録 平成13年4月 第一東京弁護士会常議員 平成13年4月 第一東京弁護士会法律相談委員 現在に至る	0株

(注) 1. 上記補欠の監査役候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 藤田浩司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に対する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由について

藤田浩司氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を当社の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について

藤田浩司氏につきましては、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

候補者 藤田浩司氏が社外監査役に選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、同氏と当社の間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額といたします。

以上

〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

